

令和3年5月15日

「緊急事態宣言」発出に伴う自粛等要請について

札幌どうぶつ専門学校における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

北海道では感染力が強く症状の進行が速い変異株による感染拡大が続いており、とりわけ若年層での拡大が顕著で、かつ重症化の危険が指摘されております。

引き続き、本校においても一層の感染症対策強化として、改めて以下のことを厳守するよう、強くお願いいたします。

1 不要不急の外出を控える

不要不急の外出を控え自宅で過ごすこと。「密閉」「密接」「密接」環境は絶対に避けること。

外出は短時間で済ませ、県をまたぐ移動は極力避けること。

2 会食の自粛

会食は、至近距離でマスクを外して会話をするため、感染リスクが非常に高まります。

屋内、屋外を問わず会食を厳に慎むようお願いします。

3 学外活動の自粛

対面による集まりやイベント等への参加の自粛をお願いします。

リモート授業は学校での参加を除き、一人での受講をお願いします。

4 感染症対策強化

感染リスクが高まる「5つの場面」や感染拡大を予防する新しい生活様式の理解を深め、「感染しない」「感染させない」学内で感染を拡げないために、引き続きの徹底をお願いします。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。
- ・普段一緒にいる機会が少ない方との飲食も注意が必要です。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食は昼間の通常の食事に比べ、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。

場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・友人宅へのお泊りも注意が必要です。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- ・更衣室の使用は出来るだけ短時間にしましょう。

～新型コロナウイルス感染症対応マニュアル～

大切な人たちを守るために、速やかに連絡・相談をお願いします。

コロナ感染症に関わる対面授業欠席は履修や成績上の不利益はありません。

＜診断されていない＞発熱・風邪症状・味覚臭覚障害などがある場合

発熱や風邪の症状があるが、新型コロナウイルスと診断されなかった（医療機関を受診していない、検査に至っていない、PCR検査で陰性など）場合も出席停止となり、次の基準を目安に登校を許可します。

次の（１）および（２）の両方の条件を満たすこと

- （１）発症後に少なくとも8日以上が経過している
- （２）薬剤（解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤）を服用していない状態で、解熱後および症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に少なくとも3日以上が経過している

自宅で体調がすぐれない時には必ず学校へ連絡をし、登校せずに経過をみること。

また、学内において体調がすぐれなくなった場合には無理をせずに報告し、直ちに帰宅し、自宅療養をすること。登校許可が出るまでは、自宅待機となります。

息苦しさ・強いだるさ・高熱等の強い症状がある場合や比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合には、必ず医療機関・保健所等へ相談をすること。

また、一人暮らしをしている学生は、状況を必ず保護者へ報告すること。

<新型コロナウイルスに関する相談・受診>について

●一般相談窓口 札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口
0 1 1 - 6 3 2 - 4 5 6 7 (毎日9:00~21:00)

●以下の様な体調不良時の問い合わせ先 救急安心センターさっぽろ

電話:「#7119」または「011-272-7119」
(毎日24時間)

- 1 息苦しさ(呼吸困難)、高熱、強いだるさ(倦怠感)など
- 2 発熱や咳などの比較的軽い症状が続いている(4日以上)
- 3 解熱剤を飲み続けなければ熱が下がらない

●発熱して医療機関を受診する場合 かかりつけ医など、身近な医療機関
受診する際は、必ず事前に電話してください。
かかりつけ医、身近な医療機関がわからない場合は、上記の「救急安心センターさっぽろ」へ連絡してください。

<新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者>となった場合

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は距離の近さと時間の長さです。

また、必要な感染症対策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

(厚生労働省ホームページより)

陽性と診断された方からの情報から保健所において濃厚接触者と判断された場合には、保健所より直接連絡がいき、健康調査やPCR検査などのお話があります。

この際には、必ず学校へ報告してください。

また、一人暮らしをしている学生は、状況を必ず保護者へ報告すること。

同じ学校内でもきちんと換気ができていて、お互いマスクをつけ、一定の距離を保っていれば濃厚接触者とはなる可能性は下がります。皆さんの健康を損なうことのないよう、学校内の感染をいかに防ぐかが重要です。食事中の会話、向かい合っただけの食事をした場合は濃厚接触者となります。学内におけるこれらの行為は禁止いたします。

濃厚接触者となった場合は、無症状でも公費でPCR検査を受けることができるので、保健所にどこで検査ができるのかを確認し、早めに受けに行きましょう。

陽性でも無症状であれば軽症者ホテルや自宅待機を勧められることが多いです。

陰性だったとしても14日間の健康観察が必要となり、自宅待機となり、登校不可となります。

その後保健所との協議の結果、登校許可となります。

<濃厚接触者との関わりがあった場合>

この際には、必ず学校へ報告してください。

また、一人暮らしをしている学生は、状況を必ず保護者へ報告すること。

濃厚接触者の方の PCR 検査結果が出るまでは登校不可となります。

陰性と確認され、本人に症状がなければ登校許可となります。

熱を測るなどの健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、出席は停止となります。

速やかにコロナウイルス相談窓口へ連絡をしてください。

感染を疑われる症状（発熱・風邪症状・味覚臭覚障害など）のある方と最近接触があった

（目安は発症の2日前）

- 1 マスクを外し1 m以内で15分以上会話した
- 2 一緒に食事をした
- 3 課外活動などで、身体の接触を伴う活動・マスクを外した活動をした
- 4 実習室等で用具を共有しながら長時間一緒に作業をした
- 5 同乗した車内で15分以上会話した（マスク有も含む）
- 6 宿泊を伴う活動や旅行をした



濃厚接触者となる可能性が高いため、以下の対応をとってください

- ・ 登校の前に学校へ相談をする。
- ・ 他の人との接触や登校を控え、学校の指示に従うこと。
- ・ 検温や体調管理をしっかり行い、異変を感じたら速やかに医療機関に周囲での感染発症について伝え指示に従う。

■ 同居者に感染の恐れがある例 ■

- 1 同居者のコロナ陽性診断が確定した場合
 - ・ 最後に接触した日の翌日を1日目として、14日目まで登校不可とします。
 - ・ 同居者が自宅療養となった場合、同居者の PCR 検査が陰性となった翌日を1日目として、14日目まで登校不可とします。
- 2 同居者が保健所から濃厚接触者と特定された場合

※ 本人が陰性の場合も、この期間は短縮不可

- ・同居者の PCR 検査が出るまでは登校不可とします。
- ・同居者が PCR 検査で陰性と確定され、本人に症状がなければ登校許可とします。

3 同居者に発熱・呼吸障害など感染を疑わせる症状がある場合

- ・同居者が受診し、PCR 検査を受けた時は結果が判明するまで登校不可とします。
- ・陽性の場合には 1 に準じ、陰性の場合には本人に症状がなければ登校許可とします。

<新型コロナウイルスと診断された>場合

速やかに学校へ報告し、登校不可とします。

一人暮らしをしている学生は、状況を必ず保護者へ報告すること。

解除の基準は以下のとおりとなります。

～宿泊療養または自宅療養解除の基準～

次のいずれかを満たすこと

1. 有症状者

- ① 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向であること）後 72 時間経過した場合（PCR 陰性不要）
- ② 症状軽快後 24 時間経過後、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認

2. 無症状病原体保有者

- ① 検体採取日から 10 日間経過した場合
- ② 検体採取日から 6 日間経過後、24 時間以上間隔をあげ 2 回の PCR 検査陰性を確認

上記の「宿泊療養又は自宅療養の解除基準」を満たした時点で、出席停止は解除となります。

この解除は、医療保険関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、学校への証明を提出する必要はありません。

～学校復帰後の注意点～

発熱（コロナと診断されなかった人）、感染者いずれの場合も、学校復帰後 4 週間は、以下のことを徹底してください。

<感染対策の徹底>

(1) 衛生対策の徹底

- ・石鹸やアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください
- ・マスク着用を守る

(2) 毎日の健康観察

- ・毎日、体温測定を行い、発熱の有無を確認してください

(3) 咳や発熱などの症状が出た場合

- ・速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従ってください。外出時に

は必ずマスクを着用し、必要に応じて医療機関を受診してください。帰国者・接触者相談センターへの連絡及び医療機関の受診にあたっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症に罹患していたことを必ず伝えてください。